浄化槽Q&A

Q1 マンホール周辺から異臭がするのはなぜ?

原因としては、次の状況が考えられます。

- ① ばっ気不足又はばっ気停止(ブロワー不良)
- ② 処理対象人員よりも使用人員・使用水量が多い
- ③ マンホール蓋の密閉が不十分
- ④ 浄化槽の清掃不足
- (5) 酸性洗剤(塩素系洗剤)の使用
- ⑥ 使用者の薬服用等による浄化槽機能の低下

Q2 マンホールや排水管から汚水が流出するのは どうして?

原因としては、次の状況が考えられます。

- ① トイレットペーパーの使用過多
- ② 処理対象人員よりも使用人員・使用水量が多い
- ③ 配水管等の勾配不良
- ④ 浄化槽の清掃不足

Q3 トイレ洗浄剤及び洗浄芳香剤使用による 影響は?

浄化槽の機能にはほとんど影響を与えませんが、色素と芳香剤が使用されているので、浄化槽点検の際に水質悪化と見誤られることがあります。

また、芳香剤と浄化槽の臭気が混合することにより、周辺から悪臭(異臭)が指摘される場合があります。

Q4 薬の服用が処理機能に 及ぼす影響は?

- ① 浄化槽の使用者が強い薬を常用している場合、浄化槽内のバクテリアの活動が弱まり、泡や悪臭発生の原因となることがあります。
- ② 浄化槽使用者に糖尿病患者がいますと、 汚水の濃度が高くなり、汚泥の増加、放 流水質の悪化などが発生しやすくなります。

Q5 浄化槽の周辺から異音がするのだが?

原因としては、次の状況が考えられます。

- ① ブロアーの部品の劣化
- ② ブロアーの据付方法及び設置場所が 不適切
- ③ 浄化槽内でのエアー漏れによる気泡の破裂音

Q6 保守点検及び清掃の記録はどのくらいまで保 管する必要がありますか?

保守点検及び清掃の記録は、浄化槽管理 者が3年間保管する義務があります。

これらの記録票は、法定検査の際の書類 検査で使用することになりますので、ファ イルなどに綴じて、保管するようにしてく ださい。

Q7 保守点検を受けても、法定検査も受けなければならないのはなぜか?

Q9 浄化槽法に違反した場合、罰則などはありますか?

すべての浄化槽は、法定検査を受けなければならないと浄化槽法に規定されています。

法定検査には、「設置後の水質検査(7条検査)」と「毎年1回の定期検査(11条検査)」の2種類がありますが、これらは浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するためのものであり、たとえ浄化槽保守点検の委託をしていても、その目的が異なることから、指定検査機関による法定検査を受けなければなりません。

Q8 法定検査の結果、「不適正」の通知を受けた場合、どのように対処したらよいですか?

指定検査機関から浄化槽管理者へ提出される検査結果書には、「適正」「おおむね適正」「不適正」の3段階の判定が記載されます。このうち「不適正」の判定が記載されている場合は、検査結果書にしたがって、工事業者や保守点検業者に相談し、適切な処置をとるようにしてください。

次のような場合、浄化槽管理者に対し罰則 等が適用されることがあります。

- ① 保守点検や清掃が定められた基準に従って行われていないとして、市長に改善措置や使用停止を命じられたにもかかわらず、この命令に違反した場合
- ② 無届又は嘘の届出により浄化槽を設置した場合
- ③ 届け出た浄化槽の設置又は構造・規模の変更計画が不適正であるとして、計画の変更又は廃止を命ぜられたにもかかわらず、これに違反した場合
- ④ 行政庁から浄化槽の保守点検や清掃等に 関して報告を求められたにもかかわら ず、報告をしなかったり、嘘の報告をし た場合
- ⑤ 設置後等の水質検査及び定期検査に関しての市長からの命令に従わない場合
- ⑥ 浄化槽の使用を廃止した時、市長へ届出 なかったり、嘘の届出をした場合
- ⑦ 行政庁の立ち入り検査を拒んだり、妨げ たり、質問に答えなかったり又は嘘の答 えをした場合

書類等の提出先及びお問い合わせ先

「使用開始報告書」等について

いわき市役所 生活環境部 生活排水対策室 経営企画課 業務係

〒970-8686 いわき市平字梅本21電話 (22)7519

「水質検査(法定検査)」について

【指定検査機関】

(公社)福島県浄化槽協会

浄化槽検査委員会いわき支所

〒970-8034 いわき市平上荒川字堀ノ内31-4 電話 (23)1700

「保守点検」及び「清掃」について

1 保守点検業者

いわき市長の登録を受けた保守点検業者 なお、登録業者の確認等は、経営企画課にお願い します

2 清掃業者

いわき市環境整備事業協同組合

〒973-8408 いわき市内郷高坂町大町138-2 電話 (27)8800